

おくやみハンドブック （死亡に伴う手続きのご案内）

名取市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンやP Cで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認ができるおくやみ手続きナビもぜひご利用ください。



URL : <https://www.okuyaminavi.net/municipalities/4207>



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

名取市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

名取市役所 022-384-2111

事前準備について

名取市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

■ スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。亡くなった方についての質問にお答えいただくことで手続きの場所や必要な持ち物、窓口のご案内をしています。

URL : <https://www.okuyaminavi.net/municipalities/4207>



STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、名取市役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金証書など）
- ☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 医療福祉費受給者証（マル福）
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

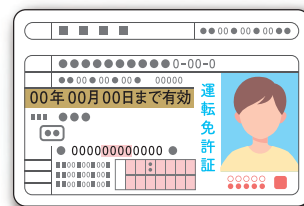
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
1 住民登録	☐	マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードを持っていた	P.5
	☐	印鑑登録をしていた	
2 保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.6
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.7
3 年金	☐	国民年金のみに加入、または受給していた	P.9
	☐	厚生年金に加入、または受給していた	
	☐	共済年金に加入、または受給していた	P.10
	☐	農業者年金を受給していた	
4 税金	☐	税金の納付が済んでいない	P.11
	☐	市民税・県民税が課税されていた	P.12
	☐	固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有していた	P.13
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車（農耕用等）を所有していた	P.15
5 介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.17
	☐	保険料（普通徴収）が発生していた	
6 福祉（障がい）	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.18
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.19
	☐	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）	P.20
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.21
	☐	障害者医療費の助成を受けていた	
	☐	福祉タクシー券を利用していた	
	☐	自動車燃料費助成券を利用していた	P.22
	☐	障害福祉サービスを利用していた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
7 子ども	☐	児童手当を受給していた	P.23
	☐	児童扶養手当を受給していた	
	☐	子ども医療費助成受給者証を交付されていた	P.24
	☐	母子・父子家庭医療費受給者証を交付されていた	
	☐	養育医療券を交付されていた	
8 上下水道	☐	上下水道を使用していた	P.25
	☐	井戸水を使用していた	
	☐	下水道事業受益者負担金を納付中であった	P.26
	☐	合併処理浄化槽適正維持管理助成事業補助金の交付を受けていた	
9 住宅	☐	家財整理をしたい	P.27
	☐	市営住宅に入居している方が亡くなられた	
	☐	相続した家と土地を売却した	P.28
	☐	相続した家を売却・貸出したい	P.29
10 その他	☐	緊急通報システムを利用していた	P.30
	☐	山林を相続したとき	
	☐	農地を相続したとき	
	☐	犬の所有者が亡くなった場合	P.31
	☐	名取市墓地公園の利用者が亡くなった場合	
	☐	道路占用申請許可を取得していた	
	☐	公共物使用許可を取得していた	P.32
	☐	駅自転車等駐車場を利用している	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。カードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。 <u>すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくこと</u> をお勧めします。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード・個人番号通知カード ☐ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 ☎ 022-724-7100 ~ 7103

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返納または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 022-724-7100 ~ 7103

2. 保険に関する手続き

国民健康保険関係

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証を回収しています。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証 (お持ちであれば下記の書類もあわせてお願いします) ☐ 高齢受給者証、国民健康保険限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、一部負担金等免除証明書	保険年金課 国民健康保険係 ☎ 022-724-7104

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 葬儀が終わってから喪主の方が申請してください。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 ①喪主の方 ②喪主以外の方 ※②の方が手続される場合には、喪主からの委任状が必要となる場合があります。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 喪主の方の印鑑・通帳 ☐ 会葬礼状・葬祭領収書などの喪主の方のお名前がわかるもの ☐ 申請する方の本人確認書類	保険年金課 国民健康保険係 ☎ 022-724-7104

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証などの返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために保険証などを回収しています。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証 ※以下の証もあればあわせて返納 ☐ 後期高齢者医療限度額適用認定証 ☐ 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ☐ 後期高齢者医療特定疾病療養受療証	保険年金課 後期高齢者医療・年金係 ☎ 022-724-7105

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った喪主の方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 葬儀が終わってから喪主の方が申請してください。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続き可能な人
	喪主の方 ※喪主以外の方が手続される場合には、委任状が必要となる場合があります。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 喪主の方の通帳 ☐ 会葬礼状・葬祭領収書などの喪主の方のお名前がわかるもの ☐ 申請する方の本人確認書類	保険年金課 後期高齢者医療・年金係 ☎ 022-724-7105

手続き③ 相続人代表者および受領申出等の届出

手続き詳細	期 限
後期高齢者医療制度に加入されていた方が亡くなられた後に生じた給付費などの受け取りや、保険料の納付を行う相続人代表者の届出です。 ※原則として民法の規定により優先順位が最上位の相続人からの届出となります。 ※被保険者の方が年度途中で亡くなられた場合、保険料が変更されます。保険料に未納がある場合には、納付が必要です。 また、還付となる場合には、後日還付手続きに関する通知をお送りします。	速やかに
	手続き可能な人 相続人代表者となる方 ※相続人代表者以外の方が手続される場合には、委任状が必要となる場合があります。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 届出する方の本人確認書類 ※遺言に基づく相続人の場合は、遺言書をご持参ください。 ※その他、相続権などの確認書類が必要となる場合があります。	保険年金課 後期高齢者医療・年金係 ☎ 022-724-7105

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金のみに加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号の分かるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	お問い合わせください。
※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金の場合のみは、市役所で手続き可能です。	手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	保険年金課 後期高齢者医療・年金係 ☎ 022-724-7105

厚生年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号の分かるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	お問い合わせください。
※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。 (市役所では手続きできません。)	手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	日本年金機構 ねんきんダイヤル 《自動音声》 ☎ 0570-05-1165

共済年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号の分かるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 (市役所では手続きできません。)	お問い合わせください。
	手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
農業者年金の振り込まれていた名取岩沼農業協同組合支店で手続きをしていただきます。事前に名取岩沼農業協同組合支店へお問い合わせのうえ、手続きしてください。	10 日以内
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 その他の必要書類については、事前に名取岩沼農業協同組合支店に問い合わせ下さい。	名取岩沼農業協同組合 美田園支店 ☎ 022-382-3125 館腰支店 ☎ 022-382-2105 増田西支店 ☎ 022-384-7611 増田支店 ☎ 022-382-2191

4. 税金に関する手続き

税金の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書	税務課収納管理係 ☎ 022-724-7115 税務課納税推進係 ☎ 022-724-7113

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市税の口座振替（自動振込）を利用されていた場合は、税務課収納管理係に口座振替の停止を申し出てください。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課収納管理係 ☎ 022-724-7115

MEMO

市民税・県民税が課税されていた

手続き 相続人代表者届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者届出書」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者届出書」が提出されない場合、名取市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。市民税係までご連絡ください。	相続開始を知った日から 3カ月以内
	手続き可能な人 相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類 ☐ 相続人であることが分かる書類 ※ 亡くなられた方の本籍地が名取市の場合、または亡くなられた時点で相続人代表者と亡くなられた方が名取市内で同一世帯であった場合は不要です。	税務課市民税係 ☎ 022-724-7114

MEMO

4. 税金に関する手続き

固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有していた

手続き① 相続人代表者届出書の提出

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定してください。 ※相当の期間内に「相続人代表者届出書」が提出されない場合、名取市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課固定資産税係までご連絡ください。	相続開始を知った日から 3カ月以内
	手続き可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類 ☐ 相続人であることが分かる書類 ※亡くなられた方の本籍地が名取市の場合または、亡くなられた時点で、相続人代表者と亡くなられた方が名取市内で同一世帯であった場合は不要です。	税務課固定資産税係 ☎ 022-724-7112

MEMO

手続き② 法務局で相続登記の手続き

手続き詳細	期 限
登記している土地や家屋を所有していた場合は、法務局で相続登記をしてください。	相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
法務局ホームページをご覧ください。宮城県司法書士会の「相続登記相談センター」にお問い合わせください。	相続人
	問い合わせ先
	仙台法務局名取出張所 ☎ 022-382-3694 相続登記相談センター ☎ 022-221-6870 (月・水・金 /13:30 ~ 16:30)

手続き③ 未登記家屋所有権移転申告書の提出

手続き詳細	期 限
登記されていない家屋を所有していた場合は、名取市に所有権移転申告をしてください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 新しく所有者となる方の本人確認書類 ☐ 相続したことを証する書類（遺産分割協議書など）	新しく所有者となる方
	問い合わせ先
	税務課固定資産税係 ☎ 022-724-7112

4. 税金に関する手続き

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車(農耕用等)を所有していた

※3輪・4輪の軽自動車、126cc以上のバイクについては問い合わせ先欄にてご確認ください

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合は、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 相続人であることが分かる書類 ※ 亡くなられた方の本籍地が名取市の場合、または亡くなられた時点で相続人代表者と亡くなられた方が名取市内で同一世帯であった場合は不要です。 ☐ ③の方が手続きする場合、相続人からの廃車に関する委任状	①相続人 ②相続人と同居のご家族 ③その他の方
	問い合わせ先
	①原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車 税務課市民税係 ☎ 022-724-7114 ②3輪・4輪の軽自動車 軽自動車検査協会 宮城主 管事務所 ☎ 050-3816-1830 ③126cc以上のバイク 東北運輸局宮城運輸支局 ☎ 050-5540-2011

MEMO

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 相続人であることが分かる書類 ※ 亡くなられた方の本籍地が名取市の場合、または亡くなられた時点で相続人代表者と亡くなられた方が名取市内で同一世帯であった場合は不要です。 ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人と同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	①原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車 税務課市民税係 ☎ 022-724-7114 ② 3 輪・4 輪の軽自動車 軽自動車検査協会 宮城主 管事務所 ☎ 050-3816-1830 ③ 126cc以上のバイク 東北運輸局宮城運輸支局 ☎ 050-5540-2011)

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 保険者証等の返却

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却してください。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証	介護長寿課 介護管理係 ☎ 022-724-7110

保険料（普通徴収）が発生していた

手続き① 相続人による別送届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になる恐れのある方は同届をご提出ください。 なお、既に送付先指定届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はありません。	約2週間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 届出する方の本人確認書類 ※遺言に基づく相続人の場合は、遺言状をご持参ください。 その他、相続権等の確認書類が必要となる場合があります。	介護長寿課 介護管理係 ☎ 022-724-7110

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または、療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	社会福祉課 ☎ 022-724-7107

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未支払障害児福祉手当請求書を提出してください。</u>	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳の写し ☐ 死亡診断書または住民票除票の写し	社会福祉課 ☎ 022-724-7107

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未支払特別障害者手当請求書を提出してください。</u>	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳の写し ☐ 死亡診断書または住民票除票の写し	社会福祉課 ☎ 022-724-7107

6. 福祉（障がい）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【亡くなられた方が保護者の場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から14日以内
未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未払特別児童扶養手当請求書を提出してください。	手続き可能な人
受給資格が継続する場合は受給者変更の手続きとなります。	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 特別児童扶養手当証書	こども支援課
☐ 死亡診断書の写しまたは、戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可)	☎ 022-724-7119
☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し	
☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本と、振込口座の通帳の写し	

【亡くなられた方が児童の場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の受給対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から14日以内
未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未払特別児童扶養手当請求書を提出してください。	手続き可能な人
他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きとなります。	受給者（保護者）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 特別児童扶養手当証書	こども支援課 ☎ 022-724-7119

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書 ☐ 亡くなられた方の住民票除票（原本） ☐ 年金を受給する方の住民票（原本） ☐ 年金を受給する方の振込口座の通帳の写し	社会福祉課 ☎ 022-724-7107

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票除票（原本） ☐ 掛金を支払っていた方の住民票（原本） ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	社会福祉課 ☎ 022-724-7185

6. 福祉（障がい）に関する手続き

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日翌日をもって資格喪失となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	社会福祉課 ☎ 022-724-7107

障害者医療費の助成を受けていた

手続き 障害者医療費助成受給者証の返却及び、資格喪失届、相続人指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日翌日をもって資格喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害者医療費助成受給者証 ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課 ☎ 022-724-7107

福祉タクシー券を利用していた

手続き 未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	社会福祉課 ☎ 022-724-7107

自動車燃料費助成券を利用していた

手続き 未使用分の自動車燃料費助成券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自動車燃料費助成券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の自動車燃料費助成券があれば返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の自動車燃料費助成券	社会福祉課 ☎ 022-724-7107

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	社会福祉課 ☎ 022-724-7107

MEMO

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当の請求及び受給者変更の手続きが必要です。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて、15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受給予定者の場合】 ☐ 健康保険証 ☐ 金融機関の通帳または、キャッシュカード ☐ 本人確認書類 【お子様の場合】 ☐ お子様名義の通帳または、キャッシュカード ※ 受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先 こども支援課 ☎ 022-724-7119

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者の死亡届を提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月までの手当が支給されます。未払いの手当があれば請求の手続きが必要です。	14日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 手続きを行う方の印鑑 ☐ 金融機関の通帳またはキャッシュカード	こども支援課 ☎ 022-724-7119

子ども医療費助成受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返納

手続き詳細	期 限
子ども医療費助成受給者証を交付されていた児童が亡くなられた場合、その児童の受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童の子ども医療費助成受給者証	こども支援課 ☎ 022-724-7119

母子・父子家庭医療費受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返納

手続き詳細	期 限
母子・父子家庭医療費受給者証を交付されていた方が亡くなられた場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 母子・父子家庭医療費受給者証	こども支援課 ☎ 022-724-7119

養育医療券を交付されていた

手続き 受給券の返納の手続き

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 乳児の養育医療券	乳児の保護者
☐ 手続きを行う方の本人確認書類	問い合わせ先
	保健センター ☎ 022-382-2456

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または使用中止手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または使用中止手続きが必要となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	基本的にご親族または同居人の方
必要なもの	問い合わせ先
【名義変更の場合】 ☐ 給水使用者名義変更届（※電話手続き不可） 【使用中止の場合】 ☐ 使用中止届出書（※電話手続き可）	水道事業所 ☎ 022-724-7137

井戸水を使用していた

手続き 名義変更および世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯の方が亡くなられた場合、名義人および世帯人数の変更手続きが必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	下水道課 ☎ 022-724-7131

8. 上下水道に関する手続き

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。	受益者の変更があった日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
なし	どなたでも可
	問い合わせ先
	下水道課 ☎ 022-724-7131

合併処理浄化槽適正維持管理助成事業補助金の交付を受けていた

手続き 管理者の変更手続

手続き詳細	期 限
所有している浄化槽の管理者が亡くなられた場合、管理者の変更とともに、補助金の振込口座の変更が必要となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	新しい管理者または親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 合併処理浄化槽管理者変更届 （下水道課窓口、またはホームページでダウンロード） ☐ 新しい管理者となる方の振込口座がわかるもの	下水道課 ☎ 022-724-7133

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

9. 住宅

家財整理をしたい

手続き 岩沼東部環境センターぽぽかへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
岩沼東部環境センターぽぽかでごみの自己搬入（要手数料）を受付しております。搬入の際は亡くなられた方の住所が確認できる書類の持参をお願いします。なお、ごみは分別の上、搬入してください。 ※自己搬入が難しい場合、許可業者または代行運搬（1回の予約につき粗大ごみ5個まで）をご利用ください。詳細はHPをご覧ください。 ※住所（ごみの発生場所）が名取市外の搬入はできません。	なし ・搬入可能日時 月～土（祝日も搬入可能です） 午前9時～11時30分 午後1時～4時
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 （亡くなられた方の住民票、直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書など）	どなたでも可
	問い合わせ先
	クリーン対策課 ☎ 022-724-7161 ・搬入先 岩沼東部環境センターぽぽか ☎ 0223-23-1178

市営住宅に入居している方が亡くなられた

手続き 入居者異動等の手続き

手続き詳細	期 限
事情により入居承継（名義変更）や明渡（退去）、異動届の提出等の手続きが必要となりますので、お問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
＜名義人が亡くなられた場合＞ ☐ 市営住宅入居承継承認申請書 ☐ 市営住宅明渡届 ＜同居人が亡くなられた場合＞ ☐ 市営住宅同居親族異動届 ※その他事情により必要書類が異なりますので、詳細はお問い合わせください。	宮城県 住宅供給公社 入居管理課 ☎ 022-224-0014 都市計画課 建築係 ☎ 022-724-7124

相続した家と土地を売却した

手続き 被相続人居住用家屋等確認書の交付請求

手続き詳細	期 限
相続の開始があった日から3年を経過する日が属する年の12月31日までに、被相続人のみが居住していた家と土地を売却したときは、譲渡所得の特別控除を受けられる場合があります。 名取市では、要件に当てはまる方へ確定申告で使用する「被相続人居住用家屋等確認書」を交付します。 ※請求から交付まで1週間程度かかることがあります。詳細はお問い合わせください。	相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日まで
必要なもの	手続き可能な人
【申請書】 ☐ 被相続人居住用家屋等確認申請書 【添付書類】（標準的なもの） ☐ 被相続人の住民票の除票の写し ☐ 相続人の住民票の写し ☐ 不動産売買契約書のコピー ☐ 電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類 ※被相続人が施設に入っていた場合、下記の書類も必要です。 ☐ 介護保険の保険証のコピー ☐ 入所していた施設との契約書のコピー又は領収書 【交付手数料】 300円	本人（代理人可）
	問い合わせ先 なとりの魅力創生課 ☎ 022-724-7182

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

9. 住宅

相続した家を売却・貸出したい

手続き 名取市空き家バンクへの物件登録

手続き詳細	期 限
名取市内の家および土地は、売却・賃貸物件として名取市が運営する空き家バンクへ登録できます。 売買・賃貸契約締結の際には、名取市へ登録している不動産事業者が仲介に入ります。	なし
	手続き可能な人
	建物及び土地の所有者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 名取市空き家バンク物件登録申請書（様式第1号） ☐ 名取市空き家バンク物件登録カード（様式第2号） ☐ 名取市空き家バンク物件登録同意書（様式第3号） ☐ 物件の位置図及び間取り図 ☐ 所有者が確認できる書類（登記簿謄本など） ☐ 物件の現況写真	なとりの魅力創生課 ☎ 022-724-7182

MEMO

10. その他

緊急通報システムを利用していた

手続き 緊急通報システムの取り外し手続き

手続き詳細	期 限
利用されていた方が亡くなられた場合には、取り外し等の手続きが必要となります。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
なし	どなたでも可（ただし、取り外しの際に立会いが可能な方）
	問い合わせ先
	介護長寿課 長寿健康係 ☎ 022-724-7111

山林を相続したとき

手続き 山林を相続したとき

手続き詳細	期 限
相続により山林を取得した場合は、所有者となった日から90日以内に届出が必要になります。詳細はお問い合わせください。	所有者となった日から90日以内
必要なもの	手続き可能な人
お問い合わせください。	相続人（代理人可）
	問い合わせ先
	農林水産課 園芸林業係 ☎ 022-724-7186

農地を相続したとき

手続き 農地を相続したとき

手続き詳細	期 限
相続（遺産分割および包括遺贈を含む）により農地の権利（所有権や賃借権等）を取得した方は、届出書の提出が必要です。	相続人が死亡したことを知った時点から10ヶ月以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 ☐ 所有権移転（相続等）登記後の登記事項証明書（全筆）または要約書（全筆）の写し	農業委員会事務局 ☎ 022-724-7154

10. その他

犬の所有者が亡くなった場合

手続き 犬の所有者変更届

手続き詳細	期 限
犬の飼い主が亡くなられた場合、飼い主の変更手続きが必要となります。	30 日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 登録事項（所有者）の変更届	新しい所有者
	問い合わせ先
	クリーン対策課 ☎ 022-724-7160

名取市墓地公園の使用者が亡くなった場合

手続き 墓地使用权承継承認申請

手続き詳細	期 限
使用者が亡くなられた場合、速やかに墓地の使用者の変更手続きが必要となります。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 墓地使用权承継承認申請書 ☐ 名取市墓地公園使用許可証 ☐ 承継者の世帯全員分の住民票の写し（本籍、続柄記載あり） ☐ 承継者の理由を証する書類（戸籍謄本、除籍謄本等）	新しい使用者
	問い合わせ先
	クリーン対策課 ☎ 022-724-7160

道路占用申請許可を取得していた

手続き 占用許可の廃止または変更手続

手続き詳細	期 限
占用許可を廃止する場合は占用廃止届の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。市道ではなく、県道や国道を占用していた場合はそれぞれの関係機関にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【道路占用の廃止】 ☐ 占用廃止届 【名義の変更】 ☐ 地位承継届 ※窓口またはホームページから申請様式を取得できます	土木課 ☎ 022-724-7126

公共物使用許可を取得していた

手続き 使用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
相続される場合は地位継承の手続きをしてください。使用許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。 河川などの占用物については国の関係機関にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
【公共物使用許可の名義の変更】 ☐ 地位承継届 【公共物使用許可の廃止】 ☐ 使用終了届 ※窓口またはホームページから申請様式を取得できます	どなたでも可 問い合わせ先 土木課 ☎ 022-724-7126

名取駅西口・館腰駅西口・館腰駅東口自転車等駐車場を利用していた

手続き 使用料の変更手続き

手続き詳細	期 限
定期使用登録者が亡くなられて、使用期間満了まで1ヶ月以上ある場合、使用料の返還手続きをすることで、使用料が返還されます。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 定期使用料還付申請書 ☐ 定期使用料承認証 ☐ 定期ステッカー ☐ 通帳 ☐ 印鑑	問い合わせください 問い合わせ先 土木課 ☎ 022-724-7126

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。

MEMO

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 仙台南税務署 ☎ 022-306-8001
個人事業の開業・廃業等届出書	1 ヶ月以内	
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年 3 月 15 日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。

・受入証明書 ・永代使用許可書

2 改葬許可証の発行

改葬許可申請書に現在埋葬されている墓地管理者から埋葬証明をしてもらいます。埋葬証明がなされた改葬許可申請書を市民課へご提出ください。

市民課で改葬許可証を発行いたします。

なお、改葬許可申請書については市民課で交付しております。

▼必要書類

埋葬証明がなされた改葬許可申請書

▼提出先(受取先)

名取市役所市民課

3 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を挙げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

4 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

「2」について 市民課

☎ 022-724-7100～7103

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	岩沼警察署 ☎ 0223-22-4341
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	☐	故人の住所地を管轄する 健康福祉センター（保健 所）へお問い合わせくだ さい。	塩釜保健所 岩沼支所 （保健所） ☎ 0223-22-2188
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 仙台南税務署 ☎ 022-306-8001
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	仙台北法務局名取出張所 ☎ 022-382-3694
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		
			☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

大切な人を自死で亡くしたご遺族の方へ

「仙台わかちあいのつどい」（自死で家族や身近で大切な人を失った方々のつどい）

実施主体	内容（対象者）	場所	日時
藍の会 （自死遺族だけで運営されている自助グループ） 【問い合わせ先】 Tel・Fax：022-717-5066 代表 田中幸子	「分かち合い」 自死遺族のみ参加可	エルソーラ仙台研修室 （アエル 28 階）	詳細はお問い合わせください
	「茶話会」 遺族の方のみ参加可	ファミリーサポートルーム （宮城県管工事会館 6 階）	第 2・第 4 金曜日 13 時～
	「藍色のこころのサロン」 遺族でない方も参加可	ファミリーサポートルーム （宮城県管工事会館 6 階）	第 1・第 3 木曜日 13 時～

大切な人を亡くした方の「わかちあいの会」

実施主体	内容（対象者）	場所	日時
NPO 法人仙台 グリーフケア研究会 【問い合わせ先】 Tel：070-5548-2186 Email：griefoffice@gmail.com 仙台グリーフケア研究会事務局	大切な人を亡くされた方 （亡くなった原因は問いません）	仙台会場 あしなが育英会仙台レイ ンボーハウス 3 階	毎月第 2 土曜日
		石巻会場 石巻レインボーハウス	毎月第 3 土曜日
		気仙沼会場 気仙沼市地域交流センター ワンテンビル内交流室 B	偶数月第 4 土曜日

自死遺族支援「すみれの会」

実施主体	内容（対象者）	場所	日時
社会福祉法人 仙台いのちの電話 【問い合わせ先】 Tel：022-718-4401 Fax：022-718-4431 仙台いのちの電話事務局	大切な方を 自死で亡くされた方	仙台市市民活動 サポートセンター	毎月第 1 土曜日 13 時～15 時
	ご家族を自死でなくされた方	仙台市市民活動 サポートセンター	毎月第 3 水曜日 13 時～15 時

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

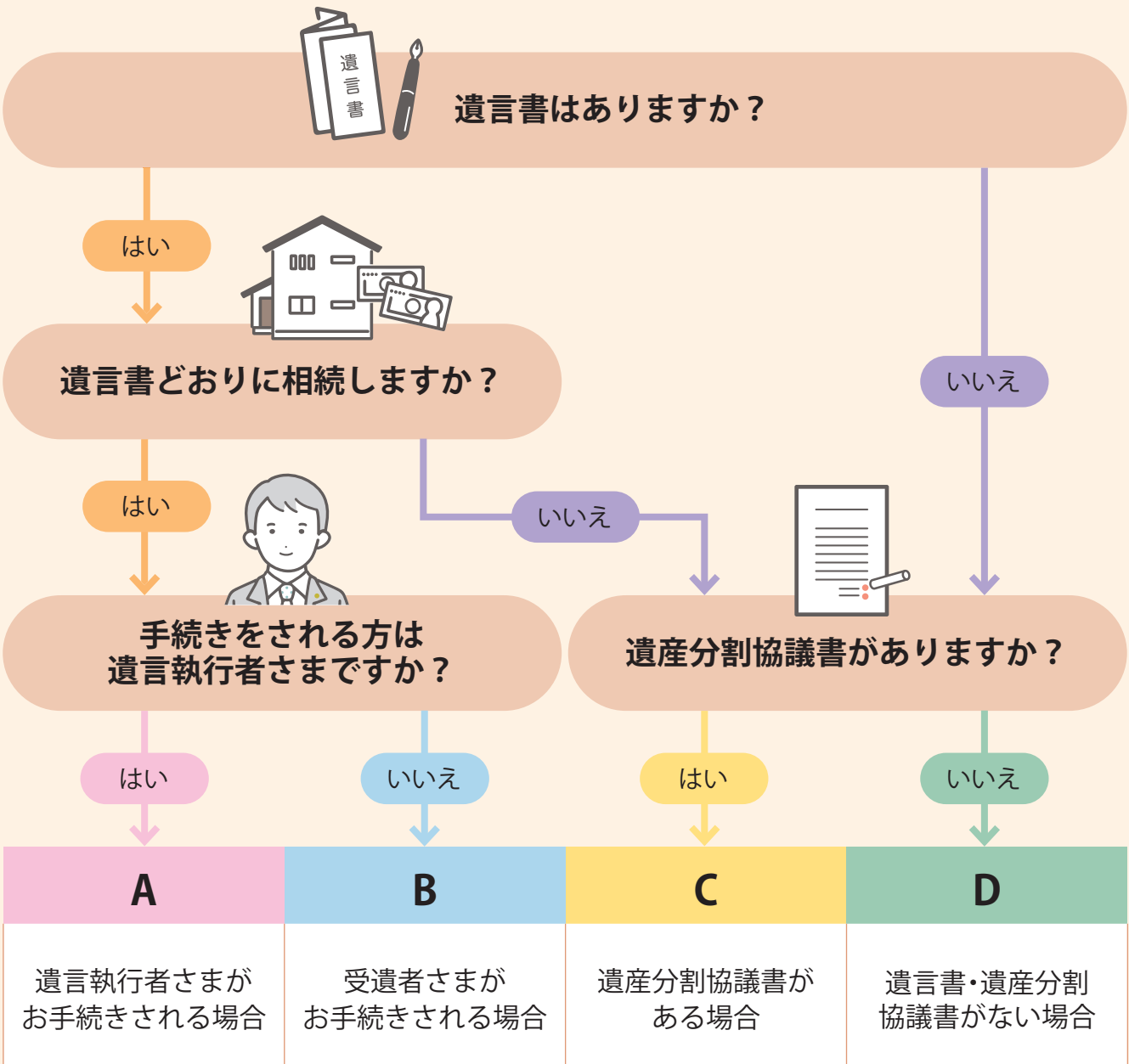
委任状

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口にて口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

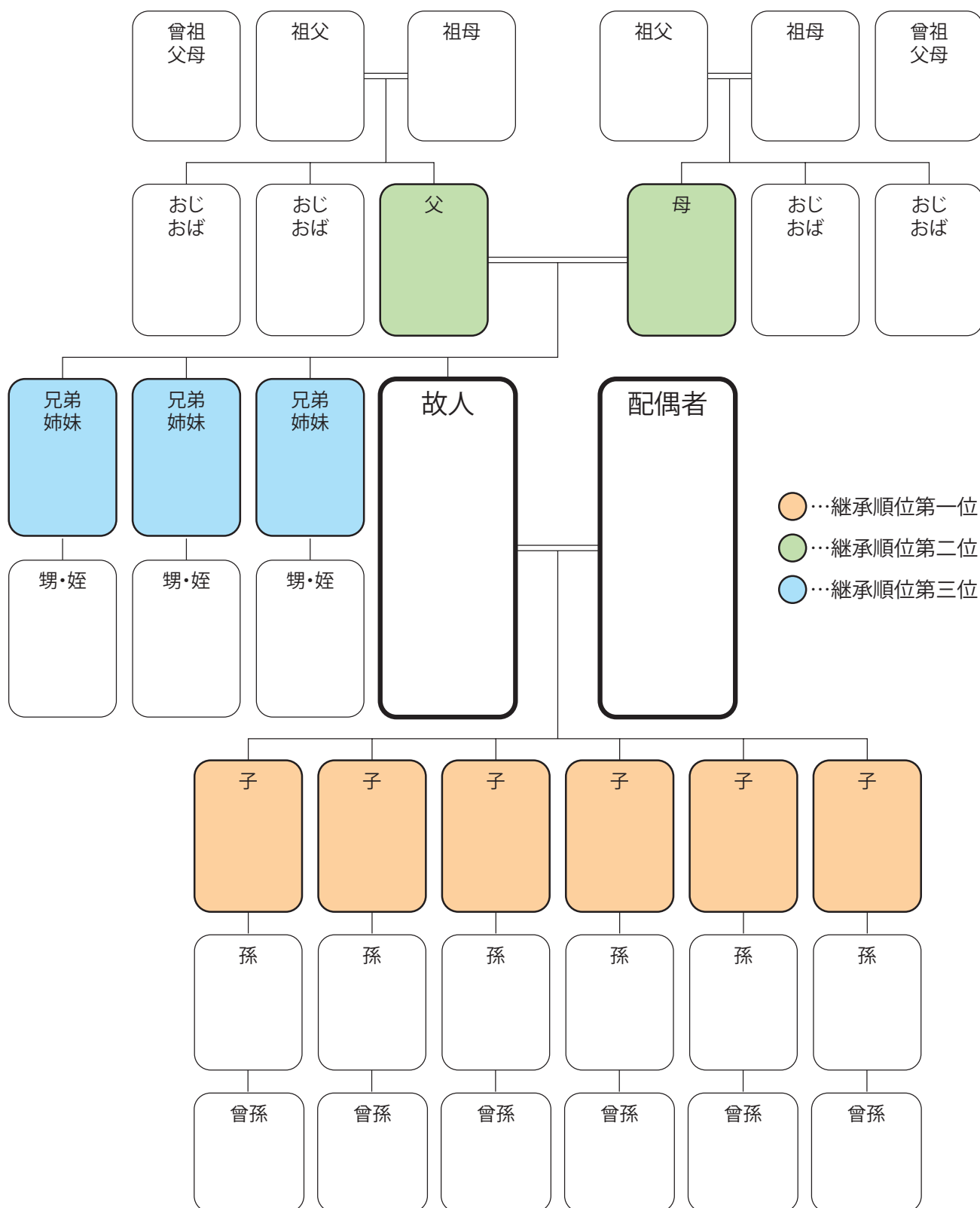
委任状

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3ヶ月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	確定申告をしなければならない方が年の中途で亡くなられた場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の申告が必要となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

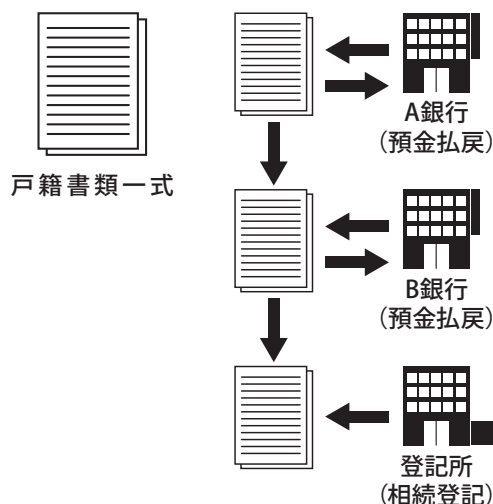
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

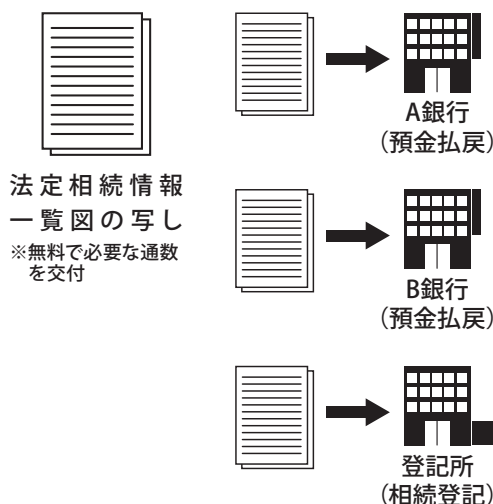
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

委任状

名取市長あて

令和 年 月 日

委任者

(頼む人)

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

受任者

(頼まれる人)

住所

(方書・部屋番)

氏名

[委任事項]

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

樹木葬・永代供養墓地 美ろぎ地蔵墓苑 新区画完成



ご家族が居なくなってもお地蔵様と当寺院が
大切なお先祖様を見守りいたします。

ペットと共に納骨可能

平地でお参りしやすい

1区画総額38.5万円～

(墓石代・初回納骨費・初回彫刻費
込み) 金額については内容により
異なります。



お気軽に
お問い合わせ
ください。

曹洞宗 霞影山 法雲寺

〒981-1214 名取市杉ヶ袋字横手44-1

☎022-384-8751

ホームページはこちらから



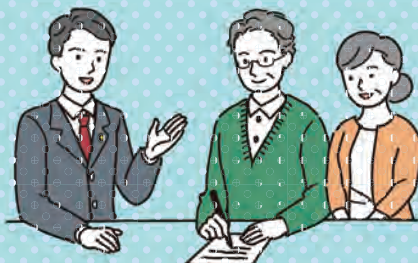
相続に関する手続きを地元の弁護士に任せてみませんか

相続関係について、ご不安なことはありませんか？
相続による遺産分割協議などに関する手続き代理のほか、
生前の「想い」を残しておきたい方のために遺言書の作成もサポートいたします。

面倒な相続手続きをお引き受けいたします

相続の際に発生する
遺産分割協議の代理、
裁判所の手続きの代理など

相続の際の預貯金の解約、
保険、有価証券関係手続き
の代行など



遺産が分からないので
 調査してほしい

遺言など生前の準備を
 したい

名取市内にある法律事務所です。
 お気軽にご相談ください。

＼HPはこちらから／



しらとり法律事務所

仙台弁護士会所属
 弁護士 白鳥 剛臣

宮城県名取市増田3丁目1-1 <https://swan-law.jp/>

TEL **022-796-5131**

営業時間 月～金 9:00～18:00 (夜間・土 応相談)



モノの片付けや整理 お困りごことはありませんか？

 **安心できる遺品整理で解決！**

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了までお客様の
 ご状況に合わせて寄り添いサポートいたします

POINT 1 選べる見積もり方法

現地訪問のほか、ビデオ通話や写真送付による簡易見積も可能です。
 (※一部業者を除く)

POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが
 一人ひとりに寄り添ってサポートいたします。

POINT 3 優良業者を厳選紹介

東証プライム上場の鎌倉新書が、遺品整理で
 実績のある業者を紹介するので安心です。



通話料
 無料

0120-964-850

受付時間 9:00～18:00(年中無休) 安心できる遺品整理

鎌倉新書
 Kamakura Shinsho

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容: (1) 供養サービス事業 (2) 供養関連書籍出版事業 (3) 相続サービス事業

あなたの街の身近な相談役

こんなことで**お困り**ではないですか？

相続の
ご相談



相続の手続きは何から
始めたらいいんだろう…

手続きが難しすぎて
わからない…

相続
手続き



事前に相続税について
知りたい

相続対策を考えたい

＼ **税金**に関する心配事を当事務所がサポートいたします ＼

ご質問・ご相談はお気軽に下記までお問い合わせください。

☎022-399-8142

受付
時間

9:00～17:00
(土日祝日を除く)

シンシア
税理士法人Sincere

名取市那智が丘2丁目5番11-2F

FAX: 022-399-8143

🌐 <https://sincere-tax.pro/>

✉ info@sincere-tax.jp



発	行	名取市役所
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発	行	年
		2024 年 6 月

